

令和5年度第4回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年7月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和5年7月25日(火) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 山田 富士雄	○
5. 中野 浩光	○	6. 加藤 勲	○	7. 日下部 錠一	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	×	10. 後藤 章	○	11. 後藤 章正	○	12. 水野 格廉	○
13. 山内 盛雄	○	14. 樋口 博	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 小崎 豊 (北部)	○	16. 渡邊 博史 (西部)	○	17. 堀田 啓 (南部)	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 梶浦 庄治
主 事 國分 健太郎
主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1)議決案件について

議案第10号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件
議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について …… 2件

(2)報告案件について

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 12件

2 その他

(1)農地パトロールについて

(2)農地法第3条許可に係るヒアリングの実施について

会 長 皆さん、こんにちは。
定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。非常に暑くなりまして、脱水症に気をつけて過ごしてください。
それではただいまより令和5年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。本日は、鈴木委員より事前に欠席の連絡がありましたので、出席者は13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日は議事録署名者を7番日下部錠一委員と8番岩田房喜委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。
ありがとうございます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
それでは、【議案第10号】 農地法第5条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第10号 R5-4をご覧ください。
申請地は、_____番地 登記・現況共に畑で面積は_____㎡です。
借人及び貸人は議案書のとおりです。転用目的は住宅建築です。
申請者は、_____の共同住宅にて暮らしています。子供の成長に伴い手ざまになってきたため、住宅建築の建設を検討していましたが、条件にあう土地が見つからず、父と弟に相談したところ、弟が所有する本申請地で建築の提案を受けたため、本申請に至りました。
申請地は、清洲駅を中心に1km以内にある宅地割合が40%以上の区域にある農地であるため、オー（ア）－a－（b）に該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。
また、一般基準についても特段の問題はございません。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は後藤章正委員になりますが、
後藤章正委員 問題ありません。

会 長 その他意見ありませんか。
この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。
【議案第11号】相続税の納税猶予に関する適格者証明書について2

件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。
議案書R5-1をご覧ください。

被相続人の死亡により令和____年____月____日に相続が発生しました。
相続人は証明願のとおりで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在
は、____番地、____番地の合計____筆で、合計面積は____m²
です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件
を満たしております。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租
税特別措置法施行令第40条の7第1項第2項の規定を被相続人、相続人
とも満たし農業経営が行われている状況と思われま。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

山田委員 この案件の地元は山田委員になりますが、
問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

それでは次の説明をお願いいたします。

事務局 続いて、議案書R5-2をご覧ください。

被相続人の死亡により令和____年____月____日に相続が発生しました。
相続人は証明願のとおりで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在
は、____番地、____番地の合計____筆で、合計面積は____m²
です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件
を満たしております。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租
税特別措置法施行令第40条の7第1項第2項の規定を被相続人、相続人
とも満たし農業経営が行われている状況と思われま。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

伊藤委員 こちらの地元は伊藤委員になりますが
相続人が亡くなられてから、今回に至るまで事前に何度もこの被相続人か
らそう相談を受けてまして、どうやったら田・畑を維持できるかといった
ところで、何度も現場へ行って、こうやってやりましょうということで、
今回の申請に至りまして、機械を所有していますし、やる気も十分ありま

すので、問題ありません。

会長 他に意見はありますか。

ないようですので、農業委員会としては、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして【報告第7号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号R5-26につきましては、皆様に資料を送付した後に、取り下げが生まれて、そちらを受領しましたので説明を省略させていただきます。

申請番号R5-27、_____番地、登記田、現況雑種地、面積が_____㎡です。こちら再転用の案件となります。

こちら、小崎推進委員の案件となります。

小崎委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-28、_____番地、登記現況ともに畑、面積が_____㎡です。

こちら、小崎推進委員の案件となります。

小崎委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-29、_____番地、_____番地、ともに登記畑、現況雑種地、面積が合計で_____㎡です。

こちら再転用の案件となります。

こちら、岩田委員の案件となります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-30、_____番地、登記田、現況が休耕畑、面積が_____㎡です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡邊委員 以前から非常に噂になっている場所なんですね。結構なジャングルみたいになっているところで、今回申請が出ている北側についてこれ何か話はでているんですか。

名鉄電車からクレームがついて、信号が見えないと話があるところです。北側に農地があって、東側に家が建っているところです。

北側についてどうするかということが何か情報が入っていたら教えてほしいです。

事務局 今回の申請地と北側の土地を一体利用する形になりまして、北側の土地が登記簿上宅地になっていますので、農業委員会に農地転用が出てきません。今回の申請地の_____番地と一体利用して開発するという計画になっています。

渡邊委員 そうすると、今回倉庫建築となっていますが、北側に倉庫を建てて南側に駐車場というような形になるんですかね。

事務局 詳しい土地用計画図は、農地転用の届出書につけていただかないので、実際に細かいところはわかりませんが、南側にしか道路がないことを考えると、南の道路から出入りする可能性が高いので、北側を利用して、南側を通路等にする可能性が高いかなと思います。

渡邊委員 わかりました。

事務局 申請番号R5-31、_____番地、_____番地、登記畑、現況が宅地、面積の合計が_____㎡です。こちら再転用の案件となります。
こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-32、_____番地、登記畑、現況が宅地、面積が_____㎡です。こちら再転用の案件となります。事前に鈴木委員より、問題ないと確認をしております。

続きまして、申請番号R5-33、_____番地及び_____番地、_____番地が登記現況ともに畑、_____番地が登記畑、現況宅地で、面積の合計が_____㎡です。

こちら、堀田委員の案件となります。

堀田委員 こちら始末書が出ておりますので、現況については問題ありません。

事務局 申請番号R5-34、_____番地、登記現況ともに畑、面積が_____㎡です。

こちら、後藤章正委員の案件となります。

後藤章正委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-35、_____番地、登記現況ともに田、面積が_____㎡です。こちらは春日新橋西土地区画整理事業地内の案件となります。

こちら、小崎推進委員の案件となります。

小崎委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-36、_____番地、_____番地、登記が田、現況が

畑、面積の合計が_____㎡です。こちら再転用の案件となります。

こちら、山内委員の案件となります。

山内委員 問題ありません。

事務局 申請番号R5-37、_____番地、_____番地、登記現況が畑、面積の合計が_____㎡です。こちら再転用の案件となります。

こちら、後藤章正委員の案件となります。

後藤章正委員 問題ありません。

会長 以上の報告案件について、何か質問はありますか。

ないようでしたら、その他(1)農地パトロールについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 まず農地パトロールの目的としては、「遊休農地の把握、発生防止、解消対策」それとともに「違反転用の防止」となっています。

これは、農地利用の現状等の総点検をすることで、農政の基本となる農家台帳の整備につながっていく重要なものと位置づけられています。

今年度も例年と同様に農地パトロールを実施いたしますので、委員の皆様は会議終了後に、事前に郵送しました、日程調整表を事務局までご提出願います。

農地パトロールの実施日については、日程調整表を基に決定いたしますので、決まり次第、お伝えいたします。

また、担当地区において、休耕地で手入れがされていない土地でなおかつ所有者を把握されている場合は、所有者までお声がけいただくようお願いいたします。

以上で説明を終わります

会長 例年通り、大体半日をかけてやりますので、非常に暑い中でございますが、ご協力をお願いいたします。

それでは農地法第3条許可に係るヒアリングの実施について事務局の説明をお願いします。

事務局 かねてより依頼をしていた法3条の許可申請について、別紙の通りお願いをしたいと思います。

まずはじめに許可申請が提出された後に、事務局による書類審査を行いまして、新規就農者又は後期高齢者と既存就農者のパターンに分けて、前者の場合はヒアリングを行いたいです。その際には事務局、中立委員の酒井委員、申請地の担当委員、申請地外の農業委員、こちらは当番制で行いたいと思っておりますが、このメンバーでヒアリングを行います。

ヒアリングの日程ですが、愛知県から許可申請から審議まで時間をかけないようにとされていますので、毎月10日に申請書の締切を設定し、それまでに提出されたものについて、毎月20日までにヒアリングを行います。その後、農業委員会総会にて審議を行うという流れで考えております。

中立委員の酒井委員には、申請が適切であるか、地区の担当委員さんには、該当申請地での新規就農が地域の調和を乱さないか、地区外の委員さんには、農業経験者として、申請者が適切に農業を行うことができるかどうかという事項について確認していただきたいです。

事務局からは以上です。

会長 それでは何か質問はありますか。

岩田委員 チェックシートですが、土地の記入欄が少ないように思いますので、もう少し増やした方がよいと思います。

事務局 そちらについては、他の申請書と同様に、別紙でつけてもらえれば問題がないので、そのように案内する予定です。また様式については、もう少し記入欄が増やせないかを確認します。

伊藤委員 ヒアリングの対象として考えている後期高齢者とはいくつからなんでしょう。

事務局 定義としては75歳になっています。その年齢に関しても、事務局で決めたものになりますので、ご意見等あれば教えてください。

後期高齢者については、既存でやっている方にもヒアリングを行う予定です。その理由については、もちろん後期高齢者の方でもしっかり農業をやっているという方はいらっしゃると思うのですが、何も知らない第三者が見たときに、そういった年齢の方が新たに土地を増やして営農することができるのかというところがありますので、そこを確認せずに申請を通してしまうのは問題があるかと思うので、ヒアリングを行うこととしました。

伊藤委員 チェックシートの農業委員確認欄で、地域の水利調整について、他の農業者の農業水利が阻害されないかということが、一番大事なところなんですけれど、この欄を適にしても、周辺の農業従事者に迷惑をかけませんというような誓約書か何かを一筆出してもらうわけにはいかないのでしょうか。それが一番後からもめることなので。

事務局 地域の調和要件が法第3条の許可要件の一つにあるので、誓約書を出してもらうのが、適切かどうかという判断になると思います。

そこについては一度検討させていただきたいです。

会 長 わかりました。他によろしいでしょうか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和5年8月25日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階
大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願い致します。

以上で令和5年度第4回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時45分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています